

眼科：屈折検査と矯正視力について

平成 28 年 4 月以降の下記の算定条件について整理しました。

①屈折検査と矯正視力：非算定

屈折等検査	
屈折	69
矯正視力等検査	
矯正視力(1以外の場合)	

②屈折検査と矯正視力（眼鏡処方せん交付）：算定

○眼鏡処方せんを交付した場合に限り併せて算定

屈折等検査	
屈折	69
矯正視力等検査	
矯正視力(眼鏡処方せんの交付を行う場合)	69

③屈折検査と矯正視力

○屈折異常の疑いがあるとして初めて検査を行った場合 年齢条件なし

BRAINS：屈折異常の疑いがある場合矯正視力検査に子コメントとして{148}を入力すると屈折検査と同時に算定します。

屈折等検査	
屈折	69
矯正視力等検査	
矯正視力(1以外の場合)	69
コ) {148}	

○弱視又は不同視等が疑われる場合に限り、3月に1回に限り併せて算定できる。6才未満の場合

BRAINS：屈折異常・弱視又は不同視等の疑いがあるとして検査を行った場合：矯正視力検査に子コメントとして{148}を入力すると屈折検査と同時に算定します。

屈折等検査	
屈折	69
矯正視力等検査	
矯正視力(1以外の場合)	69
コ) {148}	

※3ヶ月に1回の条件は付けていません。

本来は、①のように非算定のため、算定する場合はコメントを入れて下さい。

④屈折検査と矯正視力

○弱視又は不同視等が疑われる場合に限り、散瞳剤又は調節麻痺剤を使用してその前後の屈折の変化を検査した場合には、前後各1回に限り併せて算定できる。

屈折等検査	
屈折薬剤負荷	138
ストリンM点眼液0.4%	1 ml 2
矯正視力等検査	
矯正視力(1以外の場合)	69

BRAINS：薬剤負荷の場合は、常に算定します。